

仕向送金申込書兼告知書
(APPLICATION AND DECLARATION FOR REMITTANCE)

「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」第3条に定める告知を行います。

受付番号	OMT20250526100393
ステータス	処理済み
送金指定日	2025/05/26

店名	181 SAGARA		お申込日	2025/05/26		送金指定日	2025/05/26		
顧客番号	1810097832		代 り 金 決 済 方 法	決済方法	金額		予約番号		
取組番号	181-301-80871			直物	USD	1,751.13			
送金種類	☒ 海外向電信送金 (OVERSEAS TRANSFER)			☐ 国内他行宛送金 (DOMESTIC TRANSFER TO OTHERS)					
	☐ 自店送金 (DOMESTIC TRANSFER TO OUR BRANCH)								
	☐ 本支店宛送金 (DOMESTIC TRANSFER TO OUR BANK)								
支払方法	☒ 口座引落し (CHARGE MY ACCOUNT) 円貨口座 JPY 普通 0521214 外貨口座								
送金金額	通貨(CURRENCY) USD			金額(AMOUNT)	1,751.13		手数料別		
受取人宛支払方法 (PAYMENT INSTRUCTION)	☒ 通知払 (ADVISE & PAY)			海外銀行手数料	(FOREIGN BANK'S CHARGES, IF ANY, ARE FOR ACCOUNT OF) ☐ 受取人負担 (BENEFICIARY) ☒ 送金人負担 (REMITTER)				
依頼人 (APPLICANT)	NEW JAPAN YACHT CO., LTD								
名前 (NAME)									
住所 (ADDRESS)	7-9 SHIRAI MAKINOHARA-SHI SHIZUOKA-KEN 421-0502, JAPAN TEL 0548540221								
送金人 (REMITTER)	NEW JAPAN YACHT CO., LTD								
名前 (NAME)									
住所 (ADDRESS)	7-9 SHIRAI MAKINOHARA-SHI SHIZUOKA-KEN 421-0502, JAPAN								
受取人名 (BENEFICIARY'S NAME)	LIPPERT COMPONENTS								
受取人住所 (BENEFICIARY'S ADDRESS)	3501COUNTRY ROAD 6 EAST ELKHART IN 46514 7663								
受取人国名 (BENEFICIARY'S COUNTRY)	UNITED STATES OF AMERICA				本店所在国				
受取人口座番号 (BENEFICIARY'S ACCOUNT NO.)	590129406								
送金先銀行名 (PAYING BANK NAME)	BIC(SWIFT)CODE	JPMORGAN CHASE BANK NATIONAL ASSOCIATION CHASUS33							
支店名・支店所在地 (BRANCH NAME)	1 E OHIO STREET INDIANAPOLIS, IN 46204 021000021								
国名 (COUNTRY)	UNITED STATES OF AMERICA								
経由銀行 (INTERMEDIARY BANK)									
受取人へのメッセージ (MESSAGE IF ANY)	NO.SH015969439								
送金目的 (PURPOSE)	☒ 輸入 ☐ 資本 ☐ 仲介貿易 ☐ その他		送金理由 (DETAIL/MERCHANDISE)	DOOR					
原産地 (COUNTRY OF ORIGIN)	UNITED STATES OF AMERICA								
船積地 (PLACE OF SHIPMENT)	ELKHART								
仕向地 (DESTINATION)	MAKINOHARASHI								
外国為替及び外国貿易法に 基づく許可等 (LICENSE)	☐ 必要 (NECESSARY)		許可日付 (DATE)	:					
	☒ 不要 (NOT NECESSARY)		許可番号 (NO.)	:					
お客様整理番号 (REF NO.)	(受取人には通知しません)								
金融機関への連絡事項									

企業様への確認事項	「トップお知らせ文言」「内容確認画面」の全ての項目を確認・理解のうえ申込みます ●中国向け貿易取引の場合、「受取人へのメッセージ」欄に「インボイス番号」、「インボイス向け貿易取引の場合は「1011（目的コード）」「インボイス番号と金額」を入力しました ●UAE向けの場合、「送金目的」欄に「目的コード（英字3文字）」を入力しました ●米国OFAC規制等の外国の経済制裁および外為法第17条に基づく経済制裁の対象取引に該当しません ○ロシア・ベラルーシ等との輸出入等禁止措置の関連取引、および受取人等が規制対象団体に該当しません ○イラン、北朝鮮向け支払ではありません。知りうる限り、最終的な資金の受取人は北朝鮮居住者ではありません。また、取引相手の主な株主や取締役が北朝鮮居住者はいません ○送金目的は、北朝鮮・イランの核活動、イランへの大型通常兵器等の供給等に関連しません ○北朝鮮を原産地/船積地域とする貨物の輸入代金や北朝鮮に関連する仲介貿易代金の支払ではありません ○輸入品目は北朝鮮原産のあさり、まつたけ、うに、しじみ、ずわいがに、けがに、赤貝、えび、うにの調製品、なまこの調製品、ひらめ、かれい、たこ、はまぐり、あわび、さるとりいばらの葉、またはイラン産のカーペット等ではありません ●以下の国への送金で取引内容のエビデンスを求められた場合は速やかに提出します。（五十音順）アゼルバイジャン、アフガニスタン、アラブ首長国連邦（UAE）、アルバニア、アルメニア、イエメン、イラク、ウクライナ（クリミア地域）、オマーン、カザフスタン、カタール、カメルーン、北マケドニア、キューバ、キリバス、クウェート、クロアチア、ケニア、コンゴ、コンゴ民主共和国、サウジアラビア、ジャマイカ、ジョージア、シリア、ジンバブエ、スーダン、スロベニア、セネガル、セルビア、ソマリア、タンザニア、中央アフリカ、トルクメニスタン、トルコ、ナイジェリア、ナミビア、バーレーン、ハイチ、パキスタン、フィリピン、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、ベトナム、ベネズエラ、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マリ、ミクロネシア連邦、南アフリカ、南スーダン、ミャンマー、モザンビーク、モンテネグロ、リビア、レバノン、ロシア
同意欄	☒ 上記内容に同意し、承諾いたします。
添付ファイル	☐ あり ☒ なし